2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により構成される共同体であること。
①　国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第２条及び同第３条の規定に該当しない者であること。
②　文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の競争参加資格の認定を受けている者であること。なお、分担業務実施方式により構成している共同体については、建築関係業務を含んだ業務を分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること、建築設備関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。
③　次に掲げる基準を満たす総括技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
ⅰ　総括技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。
ⅱ　主任技術者は、意匠担当・構造担当・電気設備担当・機械設備担当をそれぞれ配置すること。
④　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
⑤　経営状況が健全であること。
⑥　不正又は不誠実な行為がないこと。
⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。
⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
①　担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
②　技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
⑶　技術提案書を特定するための評価基準
①　担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
②　技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
③　業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
④　課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
3　手続等
⑴　担当部局
〒890―8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号　国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係　電話099―285―7217　e-mail kksoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
平成30年３月16日（金）から平成30年３月26日（月）まで
鹿児島大学ホームページ（http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html）にて交付する。なお、説明書のダウンロードを行った者は、上記３⑴まで会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス）を明記し、電子メールにて連絡すること。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
平成30年３月26日（月）12時00分
上記３⑴に同じ
持参又は郵送すること。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
平成30年５月14日（月）12時00分
上記３⑴に同じ
持参又は郵送すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有
⑺　技術提案書のヒアリングを実施する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口
上記３⑴に同じ
⑼　上記２⑴②に掲げる資格を満たしていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、上記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑽　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of “Basic Design for Outpatient Clinic and Ward Building, Kagoshima University Hospital”
⑶　Time-limit to express interests : 12 : 00 P.M. 26, March, 2018
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 12 : 00 P.M. 14, May, 2018
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : General Affairs Section, Planning Division, Facilities Department, National University Corporation Kagoshima University, 1―21―24 Korimoto Kagoshima-shi 890―8580 Japan, TEL 099―285―7217

資　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期間とする首都高速道路株式会社発注の建設工事に係る競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示します。
平成30年３月16日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成29・30年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。